

## 2025年度 会計年度任用職員連絡会独自要求書

1. 会計年度任用職員は、職場での経験を重ねることにより職務内容は質的に向上し、その責任も重くなっており、改正地方公務員法の趣旨に従い、職責に見合う報酬格付けとなるよう見直すこと。当面、行政職2級適用とすること。また、報酬上限を上げること。また、給料表の改定に伴う報酬の引き上げについては本年4月に遡及して引き上げ、差額は速やかに支給すること。
2. すべての会計年度任用職員に退職金、住居手当、扶養手当相当額の報酬を支給できるよう改善を行うこと。
3. 非常勤講師への期末・勤勉手当支給の運用方法を見直し、ほとんどに支給されない実態を改善すること。
4. 非常勤講師の任用においては、授業を担当する時間以外の打合せ、教材研究、定期考査問題作成・採点、成績処理、実習準備・片付け、補講授業等の業務を行うために必要な時間を含めて行うこと。また、基本報酬の改善を行うこと。
5. 会計年度任用職員の勤務時間について、所定労働時間を超えた労働には労働基準法に従い時間外勤務手当相当額の報酬を支給すること。
6. 県および県関係職場で働く職員の最低賃金を1,500円以上とすること。
7. 会計年度任用職員の私傷病特別休暇の日数を拡大することや会計年度任用職員が社会貢献活動休暇を取得できるようにすること等、常勤職員との均等・均衡待遇を基本に改善を行うこと。
8. 会計年度任用職員については、業務の必要性がある限り雇用を継続し、5年毎の公募は求めないこと。
9. 恒常的・専門的・継続的な業務に従事する会計年度任用職員を正規化すること。その際、鳥取県が条例化した「鳥取方式短時間勤務職員」に準じた制度の導入を検討すること。

2025年10月22日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県職員組合  
執行委員長

児玉 崇



滋賀県職員組合会計年度任用職員連絡会